

08 年度のセンターの活動・取り組みから 09 年度へ

センターにとっては、2008 年度を終えてようやく開設 2 年を経過したことになります。子どもに関する権利救済を行う相談機関として、相談支援活動を中心にさまざまな活動を行ってきました。(相談支援活動の状況については、次ページに掲載)。

相談支援活動以外の活動としては、問題・課題の当事者の話しを聞く研修、小学生を対象としたワークショップ、乳幼児期の子育て世代を主な対象にした講座・サロンの開催、調査研究、地域へのセンターの周知活動があります。いずれも、センターのスタッフが得意とする分野や、活動する中でできたネットワークを活用したものです。とりわけ、2008 年度は、大学近隣の学童の子どもたちによる大学探険を試験的に行ったり、乳幼児期の子育て世代の親子を対象にした「リフレッシュ・フェスタ」を試験的に行うなど、あまり大学とはかかわりのない世代に大学に足を運んでもらい、センターを知ってもらう機会を設けました。これらの企画は好評だったので、2009 年度は継続的に、本格的に実施する予定です。

調査研究活動としては、センターを事務局に「草加親と取り組む子どもの生活リズム向上プロジェクト実行委員会」で文部科学省からの調査研究委託を受けて、草加地域の調査を行いました。調査を通じて、それぞれの子どものリズムにあった生活リズムで日常生活が送られていること、夜間睡

眠と昼寝で睡眠時間のバランスがとられていることなど、各家庭にあった生活リズムの作り方があったことがわかりました。

また、相談支援活動の一環として、2007 年度後半から無料で専門職である医師、臨床心理士、教育カウンセラー、弁護士による面談相談の機会をおおよそ毎月 1 回程度設けています。どの専門機関にどのように相談したらよいかわからない、複数の専門機関がかかわりそうなど、専門機関につながる前の相談を多くいただいています。2008 年度は、センターで対応している個別ケースの一部を専門相談で対応してもらうケースが出てきたのが新しい傾向です。地域でのニーズがあるので 2009 年度も引き続き実施しています。

2009 年度は、センターとして実施してきた相談支援活動を中心としたさまざまな活動を継続するとともに、新しい試みも行います。草加市と共催で「子どもと家族の相談スタッフ養成講座」を開催し、センターの活動をより発展させるため地域での人材養成を行います。

また、2010 年 4 月には、大学最寄駅である松原団地駅前にセンターの専用施設ができ、現在の大学内から大学外に移転します。駅前という地の利をどのように活用していくのかは、大きな課題です。2009 年度はその次の年度を視野に入れた取り組み、活動を進めて、中期的な展望を開きたいと考えています。



2008 年度センターの 相談支援活動の概要



2008 年度の獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターにおける相談支援活動の概要がまとまりました。新規の相談受け付け件数は 2007 年度とほぼ同数ですが、センターも 2 年目に入り、前年度からの継続案件がありましたので、実質的には取り組んだ相談案件の件数は多くなりました。

相談案件数

一般相談	72
コンサルテーション	9
計	81

今年度の対応相談案件数

2007 年度からの継続	16
新規受け付け	81
計	97

相談対象者の所在地

埼玉県内	62
埼玉県外	6
不明	13
計	81

相談への対応状況

相談（電話・面談）助言で対応	54
センターによる調整・連携などの支援	18
他機関・専門職の紹介・移行	9
計	81

【支援の詳細】

- センターが対応 10 件
- 関係機関との連携対応 5 件
- センター専門相談で一部対応 2 件
- 獨協地域と子ども法律事務所と連携 1 件

【紹介・移管の詳細】

- 獨協地域と子ども法律事務所に移行 4 件
- 文教大学臨床相談研究所に移行 3 件
- 医療機関に移行 2 件

埼玉県内からの相談が多く、特に埼玉県東部地域からの相談が目立ち、2007 年度と同様の傾向です。センターでは、相談を受けて相談者の希望に応じて問題解決のための支援等を行っていますが、2008 年度に新たに受け付けた相談のうち、18 件が支援・調整活動の対象となり、2007 年度からの継続案件である 16 件は支援等の対象となる案件であるので、都合 34 の案件で問題解決等の支援を行いました。これらの案件の中には、地元自治体の関係先と同一ケースで取扱いあるため、協力して対応を行ったものが 5 件含まれています。

また、2008 年度に受け付けた案件のうち、9 件で他機関・専門職への紹介、ケースそのものを移行しました。内訳は、センターに併設する獨協地域と子ども法律事務所のケースの移行が 4 件、文教大学臨床相談研究所への移行が 3 件、医療機関への移行が 2 件となりました。

センターの相談案件での、地域の子どもの関わる関係機関との連携や協力が、少しずつ進みつつあります。

相談内容の内訳

学校でのいじめ	3
学校等の対応の問題	9
学校での子ども同士の間人間関係	2
不登校・引きこもり	7
家族関係、親子関係の問題	10
養育・親権の問題	10
虐待・養育困難家庭	5
子育ての不安	5
発達障害	3
補償・賠償	3

非行	3
法的支援	2
犯罪被害	3
子どもの心理面での不安	6
その他	10
計	81

- ❖ 「家族関係、親子関係の問題」は、養育・親権に関する問題以外の親子・家族関係にかかわる問題
- ❖ 「子育ての不安」には、就学後の子どもの言動にかかわる課題に対する関わりの問題などを含む
- ❖ 「補償・賠償」は、補償・賠償が求められている、求めたいというもの
- ❖ 「子どもの心理面の不安」は、子どもの身体症状が主に心理面での問題ではないかというもの

相談内容としては、学校に関わる相談が比較的多いものの、子どもと家庭、親子関係をめぐる相談が増えてきています。家族関係・親子関係の相談が増えてきました。また、2008年度には子どもの心理面での不安を訴える相談が増えました。相談内容としては、家族関係や親子関係の影響、子どもが問題・事件に巻き込まれたことによる影響などを心配しての相談であるので、専門の相談機関を紹介することもあります。センターの実施している小児科医、臨床心理士、教育カウンセラー、弁護士による無料の専門相談で、相談対応の一部をお願いするなど、専門職との連携を進めました。

センターで相談を受け、支援等を行ったケースには、当初の表面的な主訴から相談対応を重ねて話しを聞き進めていくうちに、複数の問題・課題が明らかになったり、あるいは長期間にわたりかわりのあるケースでは、時間の経過とともに、子どもを取り巻く環境が変わり、相談内容もそれに伴い変遷するケースも少なくありません。そのため、相談内容の類型は、当初の主訴を中心に主な相談内容と考えられるもので分類しています。

多くの相談でその背景や原因として語られるのは、家族関係・親子関係の問題・課題です。表出する問題はさまざまなものでそれで分類していますが、相談として突き詰めると形態や内容はさまざまなものの、根底には家族関係・親子関係という共通の課題・問題が横たわっている傾向が見られました。

相談対応の件数

電話対応	475
内 調整・連携	92
メールでの対応	248
面談	92
内 親子別に面談	12
家庭訪問	8
対面での調整活動	27
対面での連携活動	12
その他	16
計	878

個別に問題解決のための支援等を行っているため、相談対応の件数は総計で878件となりました。もっぱら電話での対応が多いのですが、メールでの相談者等とのやり取りも増えてきました。センターはメールでの相談受け付けは原則として行っていないのですが、相談として受け付けたあと、相談者が仕事をしていて平日の日中のやり取りが困難、あまり直接人と話すことが得意ではない、時間を選ばず話したいこと、伝えたいことを書きたいなど、さまざまな理由から、メールでのやり取りが中心となるケースがあります。

また、面談での相談も増加しつつあります。その他としては、付き添いがあり、関係先との話し合いの付き添い、出頭の際の付き添いなどがありました。

センタースタッフ研修
「不登校・引きこもりの
体験を語る」



宮川 正文さん
前射水市子どもの権利
支援センター長

不登校や引きこもりは、現象として一括りの言葉にまとめられるものの、その背景や事情はさまざまだ。そして、子どもがまさにその状態である時に、なぜそうなのかを語るのは困難でもある。不登校と引きこもりの経験を大人になって振り返り、その経験を語ることも本当は容易なことではない。

宮川さんはご自身の経験、自分自身、学校、そして家族について時間をかけて振り返り、その当時の気持ちや状況を語った。宮川さんが自身の経験を語るのは、不登校のときは、子ども自身がなぜ行けないかがわからないこともあるし、疲れていて混乱していることもある、だからこそ子どもに無理の聞くのではなく、聞くならそれを語れる経験者に聞いて欲しいと思うからだ。

いじめから不登校に

宮川さんが不登校になったのは、中学1年のとき。一番の理由はいじめだ。いじめていたのは、クラスの一部の男子でいわゆる先生に受けのいい人たち。いじめはどんどんエスカレートをするが、周囲は傍観者になり助けてくれず、また、いじめられていることを親にも先生にも言いたくなかったという。内向的な性格で、勉強にもあまりついていけなかった自分に対し、いじめていたのはいわゆる優等生的なタイプ。いじめられていることを言っても親にも先生にも信じてもらえないと思っていたし、小学生のころに受けていたいじめや体罰の経

験から、先生を信用することも難しかった。また、両親は学校教員と元教員で、学校が絶対的という価値観が家庭でも支配的だったという。そして、そもそもいじめられていることは誰かに軽く言えるものでもなく、相談機関もよくわからず、誰かに相談することもなかった。

つらい思いはあるものの、それを解決することもできずに孤立をしていき、学校から何とか逃げたい、学校に行く意味がないと思うように。しかし、すぐには休めず、遅刻しながらも登校。先生や家族に強引に学校に連れて行かれたこともあったが、本人としては休むつもりはなく、学校へは行きたい、むしろ行かなければならないと考えていた。不登校は怠け者、社会的に孤立するものと思っていたからだ。ところが、強度の疲労感が襲うようになり、心身症で休学することになり、自宅に引きこもるようになった。

引きこもること

引きこもり状態のときは、部屋の前にバリケードを築き、ナイフ等で武装。そうしたのは、力づくで学校に行かされたり、話しても理解されないことからの、自己防衛のため。生活も夜型になったが、そうすることが安全で、精神的にも平和だったという。理由は、昼間は親が不在でその存在を気にしなくて良いから。部屋にこもるのも、親の顔を見るのが辛かったからということもある。長時間寝ていられるのも、眠りが浅くちょっとした物音でも目を覚ます状態だったから。一見、異常に思える行動にも、理由があるという。

拒食も始まっていた。親に申し訳ないと思う気持ちや、学校に行かず、すべきことをしていないのに食べることへの抵抗感。また、自殺でなく緩やかに死ねるなら、という気持ちもあったという。日常は、起きている時間はゲームをし続ける生活をしてきたが、決してそれが楽しいわけではなく、

ゲームを続けているとそれはそれで苦しいときもあったという。結局、引きこもるのは楽なわけではなく、途中から外出する力すらなくなり、外に出られるようになるまで時間がかかった。

宮川さんの場合、一家心中しそうな家族状態になったこともあり、中2の春から再登校したものの、拒食のままで登校したため体力が持たずに午前中登校。勉強が前にもましてわからなくなり、からかいなどもあって苦痛が大きく、再度不登校に。中2で宗教施設に送られ、そこからの脱走を繰り返して中3で復学。高校に進学したものの、9日間行って休学し、その後退学。バイトを転々とするようになる。

どうして欲しかったのか？

では、当時を振り返って、どうして欲しかったのか。中学校でのいじめは、後に先生は知っていて何もしなかったことがわかったという。でも、できれば察していじめっ子に対処して欲しかったし、それが無理であったとしても、何があってもいじめを解決するという先生の熱意やそのことの保証、そのことを自分に伝えてくれれば違ったのではないかと。また、親が受容的に普段から自分を受け入れてくれる存在であればという思いもある。

しかし、最も必要だったのは、多様な価値観や選択肢を教えてくれ、それを受容してくれる環境だっただろう。相談する先は学校だけでなく相談機関もあること、そこに相談することは恥ずかしいことではないこと、いじめは立ち向かうだけでなく避難しても良いこと、そうすることは恥ずかしいことではないことなど、伝えて欲しかったと思うという。

また、周囲の人には、苦しい状況を察して、問わずにそっとしておいて欲しいこともあることをわかって欲しかった。それは引きこもりになってからもそうであって、ただ辛いときには助けて欲しいと思ってい

たが、実際には周囲の対応は逆で辛かったという。さらに辛かったのは、言葉では理解を示すものの、辛い表情やこわばった表情で、理解を示すと言うものとは異なっていたことであった。先生からは、「みんな待っているよ」と連絡があり、また同級生に手紙を書かせて持ってきたこともあったといい、そういうことはより負担になるので、やめて欲しかったという。

なぜ変わったのか

高校を退学してからは、バイトを転々としつつ、当時住んでいた県内外を自転車かバイクで彷徨していたというが、そこから、なぜ変わることができたのか。宮川さんの中では、復讐という一念が、生きる力になった時期もあるという。しかし、いろいろな人に知り合い、いろいろな考え方があることを知って行く中で、それも馬鹿らしくなったと言う。そして、裏切っても付き合ってくれる仲間を得、多くの人との出会いの中で異なる価値観を知ることで、10年近くの時間をかけて変わっていったという。また、ある時期から親や周囲が変わりはじめたことも、変わった理由であるという。

20代前半には、同じ経験を持つ仲間と子どもや同じ経験をした人の居場所となるフリースペース「麦の根」を創設。公設民営の不登校児などの居場所「小杉町子どもの権利支援センター ほっとスマイル（合併で、射水市子どもの権利支援センター）のセンター長を2007年6月までつとめていた。ほっとスマイルでは、誹謗中傷を防止したインターネット相談掲示板のシステムを作り、現在でも掲示板で子どもの相談などに対応している。インターネット掲示板での相談活動も、子どもにとって電話相談はとてハードルが高いこと、子どもが相談しやすい状況を考えること。当事者であったからわかること、理解できることから、子どもの問題に向き合う姿勢に、教えられることは多い。(M)

なないろひろば from 相談室

『テストの意味って？』

「どうして、中学生ってテストばかり…もう嫌になっちゃうよ。」

「小学生も学年末でテストばかりだよ。どうしてテストってあるの？」

テストの存在理由？テストって、学力の状態を試すということだったかな？

思い起こせば学生時代、がんばって勉強しても、なかなか思うように良い点数が取れなかったことがありました。親にどういうふうに報告しようかなと帰り道で悩んだあげく、

「どうしたら、こんな点数が取れるの!! ちゃんと授業を聞いて、勉強したの?!」

と言われ、母の頭から角がニョキニョキ出ているように感じて、更に落ち込んだことも。。

今、親になってみると、子どものテストの点数はもちろん気になります。またテストにより子どもが試されると同時に、子どもをしっかり育てているかとか、子どもに勉強させているかとか、親も試されているような気がします。

でも、試されているのも点数が悪くて一番落ち込んでいるのも、子ども自身です。

得点やテスト用紙の×に落ちこんでいる子どもを更に追い込むのか、それとも『その×はその問題に対する答えが×なだけで、あなたが×ということではないよ。』と伝えることができるのかで、子どもの気持ちは大きく左右される気がします。

「結果は残念だったね。でもテスト勉強がんばったこと知っているよ。」と、帰ってきた子どものことを、温かく笑顔で迎えたいものです。そして、子どもにとって、次の新たな学びへの意欲にうまく繋げることができたら、次のテストは子どもにとっても親にとっても、楽しみな行事になるかも知れませんね。

センターの本棚より

『発達と障害を考える本』全 12 巻

(株)ミネルヴァ書房

「あの子。自分とちょっと違う。どうしてだろう。」「この子。どうしてこういう言い方するのだろう。」お友だちの行動や言葉がちょっと不思議だったり、自分には理解できなかったりすることがあります。

人はみんな違って当たり前。でも気持ちのすれ違いや問題が起こる前に、お互いのことを理解し、お互いに助け合って生きていくことが、とても大切です。

この本は障害について、事例やイラストを用いてわかりやすく説明してくれます。一人ひとり個性を持ったお友だちとして、仲良くしていくきっかけに気づかせてくれる1冊です。ふりがなつきで、小学生のお子さんにも読みやすくなっています。

匠の技 from なないろサロン

『どんぐりダルマ』

このダルマさん。どんぐりでできています。眉とひげの間に目を入れて、入学・卒業のお祝いにプレゼントしてみてもいかがでしょうか。



材料

大きめのどんぐり
白の塗料(アクリル絵の具や修正液)
油性ペン:黒と赤

作り方

どんぐりを茹でてから、完全に乾かす。

顔の部分を白く塗る。

腹の部分に白い縦線を6本書く。

白色がよく乾いたら、黒の油性ペンで眉、ひげ、鼻を書く。

腹の白線の上に赤線を重ねて完成。

* 同じ要領で、マトリョーシカや招き猫にも挑戦してみてください。

気になる！ニュース

センター事務局が気になる最近のニュースをピックアップ



親権制限についての研究会発足

2008年4月に改正された児童虐待防止法の付則は、法施行後3年以内に親からの虐待がある場合の親権制度の見直しについて必要な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを政府に求めている。これを受けて、法務省が子どもの虐待防止の観点から、親権の制限について検討するための研究会を発足させた。

現在は、親からの虐待があった場合、児童福祉法の規定により、親の同意がない子どもの施設入所措置の承認を児童相談所長が家庭裁判所に申し立てる手続があるが、親権を制限するためには、親権喪失申立てが必要。しかし、親権喪失申立ては半永久的な親権の制限であるため、より柔軟な親権の制限制度を導入することによって、親権を一時停止して家族再統合に向けた親への働きかけを行うなど、親への合理的なアプローチと子どもの権利擁護の観点から、その必要性が議論されていたところだ。

研究会では、親権の一時停止、一部停止を中心に論点を整理。民法に親権喪失の規定があることから、これらの導入に際して民法の改正が必要かどうかを約半年で検討。民法の改正が必要と判断された場合は、法制審議会に諮問することになる。

児童相談所の介入にキレル親増加

子ども未来財団の調査により、児童相談所の職員が、虐待を受けた子どもの保護を巡り保護者から暴言や暴行を受けるケースが2006年度に全国で140件あることがわかった。調査は全国191箇所の児相を対象に

行われ、137箇所が回答。トラブルになった140件の内訳は、67件が暴言、32件が脅迫、22件が自殺や自傷のほのめかしだ。虐待家庭への立ち入り調査などの権限強化がトラブル増加の背景にあるとしている。
(参考 2009年2月21日 読売新聞)

文部科学省 ネットいじめで 指導書を44年ぶり作成へ

文部科学省が、ネットいじめなどの現在の教育現場が抱える課題に対する指導方法や理論をまとめた、教員向けの基本書「生徒指導提要(仮称)」を新たに作成する。国が基本書を作成するのは44年ぶりのこと。過去に作成されたのは、少年非行などの増加を背景に1965年の文部省による「生徒指導の手引き」。1981年に校内暴力の問題化により一部改訂されていたが、その後一度も改訂されていない。

新たな基本書では、ネットいじめ、携帯電話の利用、家庭や地域との協力、小学校から高校までの指導の連携の在り方について解説。有識者による協力者会議を発足させて、内容についての検討を進める。

(2009年6月6日 毎日新聞)



専門家による面談相談のご案内

センターでは、専門家が子どもに関する相談に面談で対応する機会を設けています。相談は無料で、事前に予約が必要です。相談時間は予約の状況により異なりますが、30分から1時間。相談の実施時間は13時～16時です。相談希望者は、センター事務局（TEL.048-946-1781）までご連絡ください。

7月10日	医師の子育て相談	長谷川毅先生（草加市立病院小児科部長）*特に小児神経科がご専門です
7月31日	臨床心理士の子どもの心の相談	名尾典子先生（児童臨床心理学）
8月6日	医師の子育て相談	吉原重美先生（獨協医科大小児科准教授）*特にアレルギーがご専門です
	専門相談特別編「子どものアレルギーについて知ろう、質問しよう」 ○16:30～18:30 ○講師 吉原重美先生 ○定員 15名（一人につき500円で託児有、要事前申込み）	
8月28日	臨床心理士の子どもの心の相談	石橋昭良先生（非行心理学）
9月5日	教育カウンセラーの子どもの相談	森正樹先生（埼玉県立大学非常勤講師、発達臨床心理学） *特別支援教育のご相談がいただけます
9月14日	臨床心理士の子どもの心の相談	浅野正先生（犯罪心理学）

*臨床心理士による子どもの心の相談は文教大学の先生です。

*弁護士による法律相談は随時実施です。センター事務局までお問い合わせください。

*2009年度後半にも同様の専門相談を予定しています。予定は未定で9月頃に決まりますので、お問い合わせください。

センター事務局だより

今年、子どもの権利条約が国連で採択されて20周年、日本で批准されて15周年の年に当たります。また、児童虐待防止法制定10周年でもあります。一方で、児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数が4万件を初めて突破し、過去最高になったと報じられています（2009年度版青少年白書）。子どもにやさしい関係、環境を整えることが急がれます。そんな転機となる年にできればと考えています。（N）

草加市と共催で相談スタッフ養成講座を始めることになりました。行政と民間ではできること、役割など違うところも多々ありますが、子どもや家族の問題・課題そのものは、誰に相談するかに関係なく存在するものです。それを知ることが、行政と民間で異なるというわけではないと思います。もちろん、相談に対するアプローチの仕方や何を最も大切にするかは、それぞれの役割や機能、ミッションによって異なります。でも、行政だから、民間だからということではなく、そういう垣根を飛び越えて、子どもを中心に家族や地域社会を考える機会になればと思います。（M）

【編集・発行】

獨協大学地域と子ども
リーガルサービスセンター

〒340-0042
埼玉県草加市学園町1-1
TEL.048-946-1781
FAX.048-946-1782
E-Mail kodomolc@dokkyo.ac.jp
URL <http://www2.dokkyo.ac.jp/~kodomolegal/>

電話相談（月～金 10時～18時。月・水は20時まで）

TEL.048-946-1771

獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターは、獨協大学法科大学院に付置された子どもに関する相談・権利救済機関です。